

社会福祉法人身延町社会福祉協議会
令和6年度 事業計画書

【基本方針】

「助け合い、心のふれあうひらかれた町をつくる」

町が福祉行政を推進していく立場で行う「公助」、地域住民同士が協力して助け合う、あるいは行政と地域住民による協働、ボランティア等の団体や関係機関が相互に連携し補い合って地域の福祉ニーズや課題の解決を図る「共助」、住民自身や家族で解決できるところは自分たちでやるという「自助」、三者がそれぞれの立場で力を発揮し最適な組み合わせを創り上げて地域福祉を推進していくことが求められています。

社協は、この「共助」を推進していくための中核的な団体として、地域住民と行政、地域住民相互、福祉関係団体や関係機関との連絡調整や組織化を推進していきます。

地域に住む住民が主体となって自主的な活動が推進できるような社会福祉協議会としての支援のあり方、地域の各種団体・関連機関の連携、協働のあり方や役割をまとめ、町の基本理念である「助け合い、心のふれあうひらかれた町をつくる」を基本方針として地域のみみんなで支えあう福祉のまちづくりをともに進めてまいります。

【基本目標】

基本方針である「助け合い、心のふれあうひらかれた町をつくる」を具体化していくため、次の基本目標を立て、これに基づく計画を推進していきます。

○ 支え合いの地域福祉活動を展開する

すべての町民が地域において、心豊かで快適に暮らし続けるためには、地域住民同士の支え合いが不可欠であることは言うまでもありません。しかし近年生活様式や価値観の多様性などにより、地域の日常的なつながりが希薄化し、地域活動等への参加者も年々少なくなりつつあります。そこで、地域住民のコミュニティ意識を高め、地域組織による活動がこれまで以上に活性化され、日ごろから地域住民同士の支え合い・助け合いが実践されるよう、地域住民の自発的な地域福祉活動を促進します。

○ 安心して暮らせる福祉環境を整備する

加齢や障がい、子育てなど様々な問題が深刻化する中で、悩みや不安を解消し、福祉サービスを受けながら安心して生活できることはすべての住民の願いです。そこで、相談体制の充実をはじめ、サービス利用者への支援やサービスの質の確保、福祉情報の収集・発言など、情報の共有に努めます。また、いつ発生してもおかしくない東海沖地震・南海トラフ地震などの災害や、高齢者障がい者、子どもなど比較的弱い立場の方々を狙った犯罪や交通事故などに備えた安全・安心のまちづくりが求められています。そのため、誰もが安心して暮らせる福祉環境づくりを進めます。

【事業計画】

I 法人運営事業

◎事業推進体制及び経営基盤の強化

住民のニーズに対応できるよう、事務局体制の充実強化を図り、役職員による研修会や山梨県、身延町、山梨県社会福祉協議会などが開催する研修会に積極的に参加します。

また、事業及び経費の見直し、財源の確保等により、経営基盤の強化に努めます。

- ① 理事会・評議員会・監査会・委員会の開催
○社会福祉法人として適正な組織及び事業の運営を図るための会議を開催します。
- ② 自立的な事務局体制の構築
○研修の実施や各種規程等の見直しなどにより、組織運営の体制強化を図ります。
- ③ 役職員に対する研修機会の確保
○研修会の開催、外部研修等の活用により、役員及び職員のスキルアップを図ります。
- ④ 地域福祉活動の推進
○地域の福祉力向上をめざし、住民参加による地域福祉活動を展開します。
- ⑤ 関係機関・関係団体との連携強化
○地域に密着した福祉活動を展開するため、関係機関・関係団体との連携を図り情報収集と組織運営の体制強化に努めます。
- ⑥ 一般会員・賛助会員入会の促進
○会員の確保と拡大を推進し、事業実施に必要な自主財源の増収に努めます。
- ⑦ 事業の内容、経費の見直し、財源確保等の検討
○前例にとらわれない事務事業の改善や見直し、創意工夫による経費の縮減、財源確保を図ります。

◎広聴広報活動の充実・啓発活動の推進

「社協だより」「ボランティア情報誌」などにより、地域における福祉の情報提供に努めます。

さらに、ホームページやインターネットを活用し、広範囲に情報を発信します。

- ① 「みのぶ社協だより」「ボランティア情報誌おてんでえ身延」の発行及び町広報紙・回覧の活用
○町民にわかりやすく社協の活動を周知できるよう「社協だより」及び「ボランティア

情報誌」を発行するほか、町の広報紙や回覧等により情報を発信します。

② 意見募集（メール及びご意見箱の設置）

○ホームページやすこやかセンターに設置してある意見箱により意見を求めます。

③ ホームページの活用・充実

○ホームページの内容の充実を図り、常に新しい情報の発信に努めます。

④ 情報公開

○ホームページのほか、福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト(WAM ネット)、県の介護サービス情報公開システム等により情報を公開し、法人運営の透明性に努めます。

⑤ 各種団体の会議や行事の場への広報・啓発活動

○会議、研修、催し物など、様々な機会において社協の活動を紹介し、理解を深めていただきます。

2 ボランティアセンター事業

◎ボランティア活動の推進と社会参加の促進

地域での活動の場づくりを進め、ボランティア活動に新しい福祉の活力を取り入れるため、町内の大学等との連携を推進します。

ボランティア登録制度を充実させ、町内におけるボランティア活動が活発になるよう、組織の強化を図ります。

災害ボランティアセンターについては、設置運営訓練など訓練や研修を開催し、住民の意識高揚を図ります。

① ボランティアセンターの組織・機能充実

○地域のボランティア活動に関する理解と関心を深め、ボランティアの育成及び支援を行い、ボランティアの活性化を図ります。

② 登録ボランティア団体等への支援

○申請・報告書類の提出にて助成金の交付を行います。

③ ボランティア情報紙の発行

○ボランティア登録、ボランティアのマッチング、福祉用具等の譲受、地域での支え合いの情報など、地域の情報を発信します。

④ ボランティア普及協力校事業への協力

○小中学校に出向き、ボランティア活動の紹介や福祉教育の推進に努めます。

⑤ 災害ボランティアセンター機能の充実

○大規模災害に備え関連機関や団体等との情報を共有し、連携を図るために災害ボランティアセンターの設置運営訓練を実施します。

⑥ 手話講座の開催

○基本的な手話を用いたコミュニケーションの取り方を学びます。

⑦ ボランティア(個人・団体)の登録と活動の斡旋

○個人・団体のボランティア登録の周知(募集)、社協が行う事業、福祉施設等でのボランティアの仲介のほか、ボランティア情報誌等で情報を提供します。

3 権利擁護事業及び援護事業

◎住み慣れた地域での生活が継続できるように相談支援、情報提供、連絡調整

認知症高齢者や知的・精神障がい者の方々が、自立した日常生活を安心して送れるように日常生活自立支援事業により援助します。

また、生活困窮世帯の自立支援を目的に県社協と連携して、各種貸付制度の充実に努めます。

① 日常生活自立支援事業の充実(県社協受託基幹的社協事業を含む)

○認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等、判断能力が十分でない方のために、福祉サービスを利用する際の援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりサービスを行います。

② 生活福祉資金貸付事務の受託(県社協受託事業)

○貸付相談者に対し、聞き取り調査を行い、民生委員と連携して県社協への申請手続きを行います。

③ 社会福祉金庫の貸付事業

○緊急一時的に生計困難となった世帯に対し、無利子で金庫の資金を貸し付けることにより、経済的自立を図ります。

1件10万円以内、貸付期間は1年以内(据え置き期間は6ヶ月以内)

④ 法外援護費の支給

○移動に困窮している行路人等へ必要最小限の旅行運賃の貸付を行います。

4 相談事業

◎各種相談に応じ、住民の生活の安定と安心を支える

専門的見地による相談事業の環境を充実し、「弁護士による無料法律相談」を行います。

① 弁護士による無料法律相談

○身延福祉センターで、年12回(4月～3月)の相談を行います。

5 共同募金配分金事業

◎「じぶんの町を良くする仕組み」のスローガンで地域の福祉に貢献

共同募金に対する理解を深めながら募金活動に努めるとともに、配分金は地域福祉の推進に有効かつ適正に活用していきます。

- ① 県共同募金会身延町分会の事務局として
○助け合いの精神のもと、共同募金運動を積極的に推進します。
- ② 共同募金活動の推進及び募金の使途について、広報活動を充実
○回覧により募金の依頼と使途を報告します。また、「社協だより」に寄付者を掲載します。
- ③ 共同募金配分金事業の実施
○すべての地域住民を対象とした事業の実施に努め、地域福祉の推進を図ります。
- ④ 歳末たすけあい援護事業
○事業を回覧で周知し、本人申請を基本として受け付けます。民生委員との連携により、生活困窮世帯への援助・助言を行います。

6 受託事業

◎町・県社協と連携した受託事業の充実

利用者や家族等の声に耳を傾け、より充実した事業が実施できるように努めます。また、事業の目的が達成されているかを検証し、継続的に業務改善に取り組めます。

町受託事業

- ① 生活支援体制整備事業
○第2層地域支え合い協議会のコーディネーターとして、支え合い事業のコーディネートを行います。また、地域の方々とともに支え合い事業を推進してまいります。
- ② 配食サービス事業
○食事の提供業務を受託し、配達業務において利用者の安否を確認します。
- ③ 生きがい活動支援通所事業
○下部保健福祉センターと身延福祉センターで、生きがい広場を開設し、その運営を行います。
- ④ 介護予防事業
○介護予防を目的に軽運動教室を開催します。

- ⑤ ホームヘルプサービス事業
○日常生活上の援助を行い、要介護状態にならないよう支援します。
- ⑥ 移動支援事業
○障害者（児）に対し、外出の為の支援を行います。
- ⑦ 養育支援訪問事業
○養育支援が必要な家庭に対し、家事援助などの訪問支援を行います。

県社協受託事業

- ① 生活福祉資金貸付事業
○申し込み受付や生活全般にかかる総合相談を行います。
- ② 日常生活自立支援事業（基幹的社協事業）
○認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等のうち、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行います。
（福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類等の預かり）

7 地域福祉事業

◎住民参加や協働による福祉活動の支援、福祉の地域づくり

地域福祉推進のため、団体や小中学校への講師派遣や金銭助成、小地域福祉活動への助成金交付を行います。

また、さまざまな団体と連携して、地域福祉の課題を解決していくための事業を推進します。

- ① 福祉関係団体、小地域福祉活動への支援
○講師派遣・助成金の配分
- ② 福祉教育の推進
○小中学校への講師派遣と助成、保育園への助成
- ③ 地域支え合い事業の推進
○声の広報（広報みのぶ・議会広報・社協だより・ボランティア情報誌）の吹込みと配付

8 在宅福祉・介護保険事業

◎安定した介護保険事業の経営と利用者ニーズに沿ったサービス提供

町の包括支援センターと連携し、安定したサービスの提供に努めます。また、介護保険事業の効率化と経営改善に取り組んでいきます。

- ① 指定居宅介護支援事業所の経営（ケアマネ）
○介護保険法に基づき、ケアプランの作成、行政やサービス事業者等との連絡調整、モニタリングなど在宅で生活していくための支援を行います。
- ② 指定訪問介護事業所の経営（ホームヘルパー）
○介護保険法に基づき、利用者に対し訪問介護サービス（生活援助、身体介護）を提供します。
- ③ 居宅介護事業所の経営（障がい福祉サービス事業）
○障がい者総合支援法に基づき、利用者に対し必要な障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護）を提供します。

9 その他事業

その他社会福祉に必要な事業を推進します。

- ① 福祉関係諸団体の事務局担当（すこやかクラブ・身体障がい者福祉会）
○事務局として、事業や研修等の開催を支援します。
- ② 福祉バスの運行と活用
福祉のまちづくりのための事業・研修等に使用するためのバスを運行します。
- ③ グラウンド・ゴルフ大会の開催、高齢者作品展の作品募集
○いきいき山梨ねりんピックの予選会を兼ねて開催します。
○高齢者作品展の出品作品を募集し、峡南地区高齢者作品展の運営を峡南地区の社協と共に行います。
- ④ フードバンクへの協力
○フードドライブの実施ほか、地域で食品を集め認定 NPO 法人フードバンク山梨に寄附します。
- ⑤ エコキャップ運動
○ペットボトルのキャップを回収し、リサイクルの促進、CO2 の削減、発展途上国の医療支援、障がい者・高齢者の雇用促進に協力します。
- ⑥ 福祉用具のお譲り事業
○家庭で不要になった介護用ベッド、車いす、シルバーカーなどの福祉用具をご寄附いただき、必要とすご家庭にお譲りします。
- ⑦ 制服リユース事業
○身延中学校を卒業したお子様の制服をご寄附いただき、必要とすご家庭にお譲りします。